

「院内調査報告書」へのセンターの対応について

1. 医療法施行規則の一部改正(平成28年6月24日)に伴う留意事項等について
【第二 医療事故調査・支援センターについて】

5 :

医療事故調査・支援センターは、医療事故調査報告書の分析等に基づく再発防止の検討を充実させるため、病院等の管理者の同意を得て、必要に応じて、医療事故調査報告書の内容に関する確認・照会等を行うこと。

なお、・・・確認・照会が行われたとしても、当該病院等の管理者は医療事故調査報告書の再提出及び遺族への再報告の義務を負わないものとする。

2. 現在、センターが行っている対応

(1) 報告書の集積から得られる統計的 Data の分析・報告

・ 診療領域別分類、各項目の時期・期間、外部委員の参画の有無等

(2) 「テーマ」別に抽出した事例を基に、再発防止策の検討・策定

・ テーマに沿って抽出した事例に対し「個別専門分析部会」にて、当該病院等に確認・照会を行い、再発防止策を検討・策定している。

3. 今後の検討

全ての「院内調査報告書」を対象とした確認・照会を行うこと

➤ 必要項目、欠損 Data の確認・照会；

・ 外部委員の参画の有無・人数、遺族への説明方法等

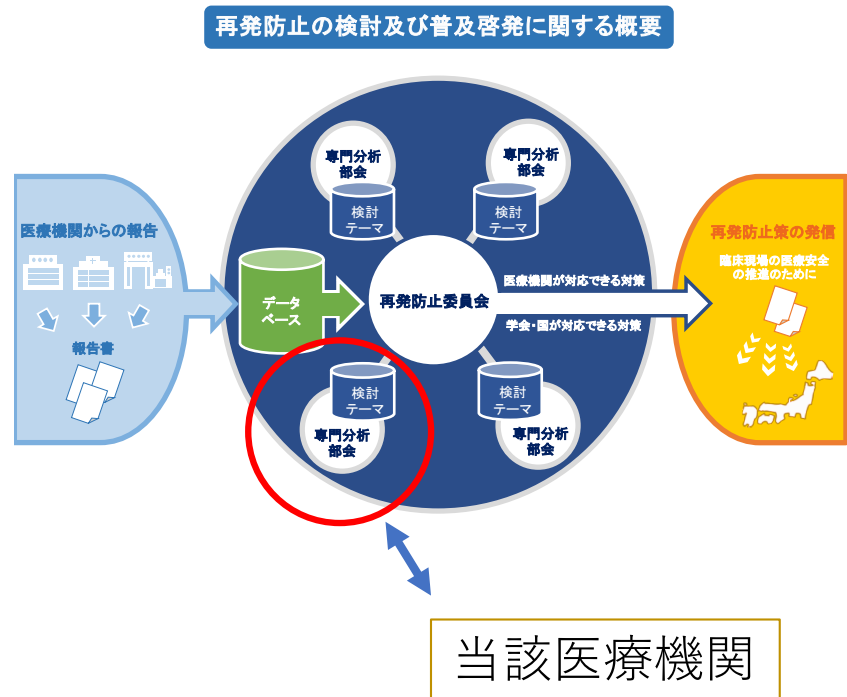
➤ さらに調査内容の確認・照会；

・ 判断の理由、必要と思われる検査 Data の詳細等、踏み込んだ内容

・ 将来、再発防止策の対象事例となった際に分析に資する内容へ整える。

【現在】

テーマ別に、
再発防止策策定
を行う段階で、
「専門分析部会」
から確認・照会



【検討中のもの】

当該医療機関から
報告の時点で、
「担当部署」から
確認・照会

